

「税務システム等標準化検討会個人住民税ワーキングチーム（WT）」

第1回議事概要

日時：令和2年7月21日（火）13：30～16：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

八木 由委子	浜松市財務部	市民税課	主幹
吉岡 勝	神戸市行財政局	税務部	市民税課 個人市民税指導担当 係長
大塚 樹里子	前橋市財務部	市民税課	主任
竹内 康真	三鷹市市民部	市民税課	担当課長（市民税係長兼務）
小林 佑輔	三条市総務部	税務課	係長
岩嶋 雄一	飯田市総務部	税務課	市民税係 主査
吉野 元久	富士市総務部	情報政策課	主幹
渡辺 美子	豊橋市財務部	市民税課	主査
濱口 香織	南国市税務課		課長補佐
藤本 紘	地方税共同機構システム部	運営管理グループ	主査
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）	企画部	担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室		政府CIO補佐官

欠席：本山 政志 埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長

（総務省）

稲木 宏光	総務省自治税務局	市町村税課	住民税企画専門官
阿久津 悠太	総務省自治税務局	市町村税課	住民税第三係長
久保 拓也	総務省自治税務局	市町村税課	諸税係・調査係 係長
小山 里沙	総務省自治税務局	企画課	電子化推進室課長補佐

欠席：小野寺 徹 総務省自治税務局 市町村税課 課長補佐

【議事次第】

1. 挨拶・自己紹介
2. 仕様書たたき台の検討（機能要件「1. 当初賦課準備」から「2. 当初賦課」まで）
3. その他

【意見交換（概要）】

■1.1.1. 基本情報管理について

- 国保、介護システムから取得するデータは収納情報を意図しているのか。他業務システムから何の情報
を取得するかを明記してほしい。

■1.1.4. 基本情報管理について

- オプション要件が増えると、システムごとの機能差が生じることを懸念している。制度や政策の差異に対応する機能と各団体の異なる運用ニーズに対応する機能は、分けて整理すべきと考える。
- ご認識のとおり、政策や団体規模で差がある場合にオプションとすることを基本方針としているため、WTでの構成員のニーズから要件を追加した機能はわかるように管理する。WTで、オプションと定義した要件は、全国団体への意見照会の結果も踏まえて最終的に判断することとしたい。

■1.1.21. 特別徴収義務者情報管理について

- 特別徴収義務者情報からの個人確認について、仕様書たたき台では、単に特別徴収義務者に紐づく個人を「異動」の有無だけで抽出する機能のように読める。運用上は「異動」だけでなく、その他の条件を組み合わせて絞り込みができたほうが良い。

■1.2.1. 総括表発送対象抽出について

- 総括表発送対象者の抽出条件は例示ではなく、仕様として確定してほしい。
- 仕様書たたき台の記載の仕方を検討する。

■1.3.3. 申告書発送情報管理について

- 現行では、税務署から確定申告書の送付実績データを受領しており、「かな氏名」、「生年月日」を条件に業務システムデータと突合し、同一人と判断できる分については、出力しない設定としている。
- 本市では過去にデータを受領していたが、業務スケジュールと合わず、有用な運用ができないため、現在は実施していない。
- 受領したデータを基に発送停止処理する機能をオプションとして追加する。

■1.4.1. 各種資料登録について

- 課税資料情報の管理機能については、申告支援システムでの実装も考えられるが、標準仕様書としてはどのように整理するのか。
- 標準仕様書では、業務システムとして必要な機能は記載すべきと考えている。本機能も税業務上必須の機能となるため、記載している。ただし、申告支援システムを利用している団体に対して、その使用を制限するものではなく、業務システムの機能を利用するかは団体ごとの判断になる。

■1.4.14. 登録情報アラート修正、削除について

- 資料等登録時のチェック機能として、取り込んだデータが誤った個人と紐づいていないかの確認のため、結果確認リストの出力が必要。同姓同名で生年月日も同じなど、個人特定の処理は正常終了しているが、紐づけが誤った状態は発生する。
- 誤った紐づけが発生していないかを確認するためのリスト出力機能を追加する。
- 資料登録時のチェック処理の結果、修正や確認が必要な対象は、担当者ごとに確認作業を分担するため、画面でのリスト確認では業務に支障がある。確認用の一覧表等の帳票の出力が必要。
- 帳票の利用は団体規模により異なるものと判断し、オプションとして整理する。

■1.4.15. 登録情報アラート修正、削除について

- 資料登録時のチェック条件として、本市では、生命保険料控除額と支払額を比較し、差異のあるものを抽出している。抽出結果を確認の上、どちらの値を優先するかを決定し、税務署調査の対象としてメモを残して管理している。
- 本市でも同様の運用を申告支援システムのアノテーション機能を利用して実施している。
- 本市では、税務署調査の対象と調査内容をメモとして管理している。

- 本市では、課税資料ごとにメモの登録ができ、同様の情報を管理し、対象者の抽出ができる機能がある。
 - メモ機能で実現している団体が多いが、本来的には税務署調査の対象と調査内容の管理機能として実装されていることが妥当と考える。税務署調査にかかる機能として、調査対象、調査予定の内容の管理と調査対象の抽出を追加する。その他の具体的な条件も仕様書たたき台として記載が必要であるため、本日以降の回でも、ご意見があれば伺いたい。また、事務局でも具体的な条件の案を整理して例示する。
- 2.1.8. 合算アラートチェックについて
- 住民番号がない課税資料を想定した機能と理解しているが、資料登録時の本人特定の処理でチェックがかかる機能構成であるため、合算時のチェックは不要と判断している。また、住民番号不明分は、保留と放棄に分類して管理している。
 - 住民番号不明で、個人特定ができず、回送処理も実施できない資料はシステム上での管理は特に実施していない。
 - システム上で検索や閲覧は可能だが、合算処理からは除外されるため、アラートの対象とはなっていない。
 - 「住民番号不明分については、「保留」と「放棄」の区分を設けて処理不可として管理し、対象資料の検索、参照ができる要件」を追加する。

以上